

私立 プール学院大学

プログラムの名称：発達障害を有する学生に対する支援活動

-- 大学における特別支援教育の取組

プログラム担当者：国際文化学部 准教授 森定 玲子

キーワード

- 1．発達障害を有する学生 2．個別の教育支援計画 3．学習支援
4．ソーシャル・スキル・トレーニング 5．キャリア教育

1．大学の概要

プール学院の歴史は、1879（明治12）年に英国国教会の宣教師によって設立された「永世学校」に始まる。今日に至るまで、128年にわたってキリスト教精神と国際主義に根ざした開明の人間教育の伝統が受け継がれている。

4年制大学は1996（平成8）年に、それまであった短期大学英文科を改組発展させて作られ、共学で、国際文化学部国際文化学科一つによって成り立っていた。その後、2007（平成19）年には子ども教育学科を開設し、2008（平成20）年には英語学科を開設する予定である。

この国際文化学部は、国際化・多文化化が進む現代において、「異文化間協働」という新たな理念を創造し、実践的で幅広い教育課程を通して、共生・協働するための専門的知識・態度・スキルを身に付けた人材育成を目指している。異文化間協働とは、文化や立場等の異なる人々との間で共通する課題を見出し、その解決に協働して立ち向かうことである。それは3学科を貫く共通の教育理念である。

2．本プログラムの概要

18歳人口の減少の影響で、各大学とも定員数確保のためにAO入試や推薦入試など、受験生に学力試験を課さない入試が増加し、その結果、資質、能力、知識の異なる学生が大学に入学するようになってきた。本学でも入学者の5割以上がAO入試や推薦入試によるものである。

選考時に面接を行っているが、受験生一人ひとりの資質を十分に把握することができず、入学後発達障害を疑われる学生が近年増加し、今日では学生の1割程度が発達障害を有していると推測されている。

発達障害を有する学生は、学習や対人関係、進路選択において課題を抱えており、何らかのサポートがなされ

ないまま放置されると、留年や退学、進路先未定の状態での卒業につながっていくおそれがある。

そこで、本プログラムは、発達障害を有する学生を対象に、個別の教育支援計画を策定し、学習支援、ソーシャル・スキル・トレーニング、キャリア教育を総合的に行っていくとするものである。

3．本プログラムの趣旨・目的

発達障害とは、「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。文部科学省は「今後の特別支援教育の在り方について」（2003（平成15）年）において、これらの障害を次のように定義している。

学習障害（LD）とは、「基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである」。

注意欠陥/多動性障害（ADHD）とは、「年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである」。

高機能自閉症とは、「3歳ぐらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達に遅れを伴わないものをいう」。

2002（平成14）年度に文部科学省は、学習面や行動面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒の全国実態調査を実施した。調査結果により、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒の約6.3%が、学習面や行動面で特別な教育的支援を必要としているこ

事例44 プール学院大学

とがわかった。これらの児童生徒は、LD・ADHD・高機能自閉症を有するであろうと考えられている。

これらの障害は知的発達に遅れを伴わないため、大学への進学は可能であり、大学生の中にもこれらの障害を有する者がいると考えられている。2003（平成15）年に国立特殊教育総合研究所が東京、千葉、埼玉の全301大学・短期大学を対象に行った調査によると、回答のあった132の大学のうち、66大学に障害学生の相談実績があり、そのうち40大学が発達障害学生の相談があったと回答している。発達障害の学生数は40大学で合計96人報告されている。

これらの40大学は発達障害に理解があると考えられ、その40大学について相談者を障害種別で分類すると、発達障害が最も多いカテゴリーであることが分かる。となると、発達障害の回答がなかった他の大学にも発達障害を有する学生が相当数いるであろうと推測できる。

他方で、大学・短期大学の進学率は1970年代初めには20％程度であったが、年々上昇し、2006（平成18）年には52.3％にのぼっている。つまり、2人に1人の割合で大学・短期大学に進学するようになっている。大学・短期大学の進学希望の高まりは、障害を有する者においても同じであると考えられるので、発達障害を有する学生は今後さらに増えると考えられる。

しかしながら、発達障害を有する学生は、その行動特徴から、様々な困難を抱えている。前述の調査において、22大学が発達障害を有する学生が困難を示している課題について回答を寄せている。内訳は高機能自閉症の学生が30名、LDの学生が5名、ADHDの学生が4名であった。いずれの学生も「対人関係のトラブル」「学業上の問題」に困難を示している割合が比較的高い。発達障害を有する学生が他の学生と同じように大学生活を送り、卒業し、就職等社会の中でその学生なりの位置を獲得していくためには、それらの困難を軽減する何らかの支援が必要であると言えるだろう。

しかしながら、発達障害を有する学生にどのような

表1 障害学生の相談を行った大学での相談者数

障害種別	障害学生数 (66大学)	障害学生数 (40大学)
発達障害	96	96
視覚障害	36	12
聴覚障害	56	19
肢体不自由	64	19

表2 発達障害のある学生が困難を示している課題

	高機能 自閉症等	LD	ADHD
対人関係のトラブル	10	2	3
学業上の問題	6	2	4
就労困難	2	—	—
不適切な行動	7	2	1
情緒面の問題	4	1	2
その他	2	1	—

表3 発達障害のある学生への支援

	高機能 自閉症等	LD	ADHD
情報の共有	13	1	1
保護者との相談	14	1	0
日常生活の支援	8	0	1
授業上の支援	2	1	0
試験・評価の支援	1	0	0
進路決定の支援	7	0	1

支援が適切であるかを考えるのは難しい。発達障害に対する理解がまだ不十分である中、大学として発達障害を有する学生に対する支援を組織的に提供することはさらに難しい。22大学がカウンセリング以外に提供している支援をまとめたものが、表3である。

各大学とも明確なモデルがない状況の中で、個々の学生のニーズをすくい上げ、支援に取り組んでいることが分かる。しかし、多くが担当者の個人的努力によりかかり、大学の組織的な取組になっているとは言い難いものがある。

他方、海外に目を向ければ、発達障害を有する学生の支援が大学の中で、障害を有する学生の支援の一つとして明確に位置づけられている。本プログラムは海外の取組や国内の先駆的な取組を参考にして、発達障害を有する学生の支援をシステムティックに組み立てることを目的としている。

本学が本プログラムに取り組むに至った直接の契機は、2005（平成17）年度に発達障害を有する学生が本学に入学したことである。それ以前から、入学後発達障害を疑われる学生は何人が在籍し、十分なフォローのないまま大学生活を送り、進路先が未定のまま卒業していた。

2005（平成17）年度に入学した学生は入試の時点で発達障害が疑われ、入学許可をめぐって学内で議論が生じた。折しも、2004（平成16）年に「発達障害者支

援法」が成立し、その法律の第八条に、「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」と、大学の責任が明記されている。発達障害者に対しても等しく高等教育の機会を提供することは大学の社会的責任であるという判断のもとで、その受験生の入学が許可されたのである。

しかしながら、実際に発達障害を有する学生を大学に受け入れ、大多数の学生の中に埋没させてしまうことなく、適切な教育的指導を行っていくのは困難なことであった。本学は2002（平成14）年度に全身性障害者が入学したことを契機に、障害を有する学生の支援体制を組み立ててきた。「障害を有する学生の支援委員会」を組織し、学習支援室を開設し、コーディネータを配置し、学生のアルバイトによるノートテイクサービスを提供してきた。

その支援体制は主として、身体障害を有する学生を想定して組み立てられており、発達障害を有する学生については十分に機能しなかった。当該の学生の場合、保護者が発達障害を有することを認め、当該の学生の教育的指導について保護者と相談する関係を築くことができているにも関わらず、本学の方が当該学生にとって適切な支援プログラムを提示できないままになっている。現在のところ、特定の発達障害を有する学生の情報について教職員で共有化を進めているに留まっている。

一方で、近年、本学で発達障害を疑われる学生が増えており、在学生の1割を占めるであろうと推計されている。そのような傾向はとりわけ中堅以下の大学において共通に見られる現象となっている。本学におい

てもその傾向は今後継続すると予測されている。他方で、2007（平成19）年度から特別支援教育が始まり、小中学校や高校で個別の教育支援計画を立て、児童・生徒の教育支援が取り込まれるようになった。

早晩、小中学校や高校で特別支援教育を受けた学生が大学に入学してくる。大学においても特別支援教育への社会的ニーズが今後さらに高まると考えられる。本プログラムがそのような社会的ニーズに大学として応えるものとなることを切に願っている。

4. 本プログラムの独自性（工夫されている内容）

まず第1に、本プログラムは、大学における特別支援教育として位置づけることができる。特別支援教育とは、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」教育である。特別支援教育自体、特に新規なものではない。

2000（平成12）年初頭から文部科学省は、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換について検討を進め、2007（平成19）年度から全国の小中学校や高校で特別支援教育の本格的な取組が始まっている。しかしながら、大学レベルは対象に含まれていない。

アメリカでは大学レベルにおいても特別支援教育が取り込まれているが、日本では大学生を対象とした特別支援教育の実践例は限られている。その意味で、大学レベルで発達障害を有する学生を対象にした本プログラムは、極めて意義深いと言うことができる。

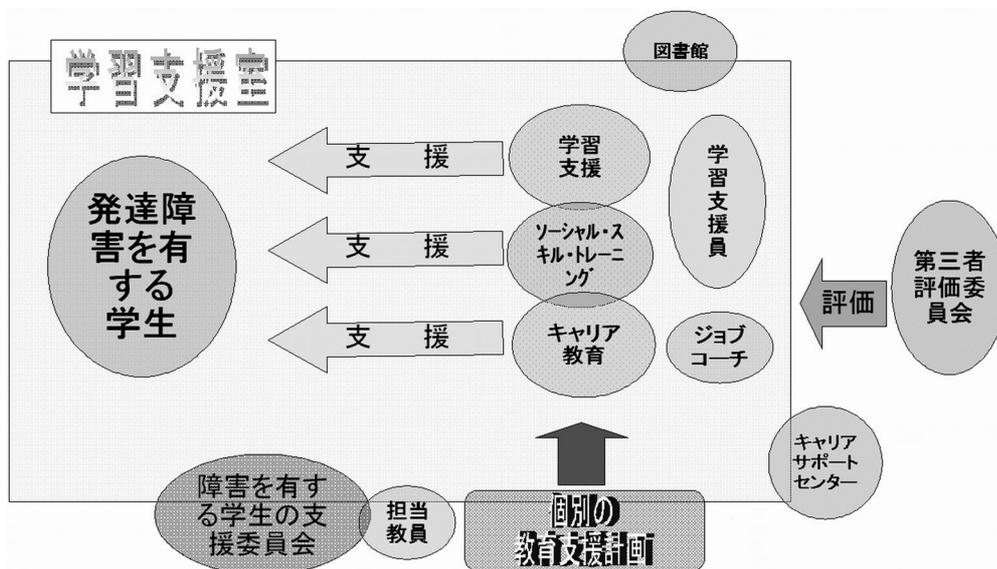


図1 概念図

第2に、発達障害を有する学生一人ひとりについて個別の教育支援計画を策定する。個別の教育支援計画とは、「障害のある児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的」として策定するものである。「障害を有する学生の支援委員会」においてケースカンファレンスを持ち、当該学生のニーズを検討し、そのニーズに則した支援内容を計画し、実行し、評価する、という一連の過程を備えている。そのことによって、発達障害を有する学生への支援が、場当たりのなものや、個人的な対応ではなく、一貫性のある、大学としての組織的な対応となる。

第3に、学習支援、ソーシャル・スキル・トレーニング、キャリア教育の3つの要素を含んでいる。表2で示したように、発達障害を有する学生が困難を示している課題として、「対人関係のトラブル」「学業上の問題」を挙げることができる。さらに、職業選択や就職活動、就労後の適応についても困難に直面することが考えられる。「学業上の問題」に学習支援が、「対人関係のトラブル」にソーシャル・スキル・トレーニングが、就労の問題にキャリア教育が対応することになる。学生にとって、大学は職業生活への橋渡しという機能を持っている。自らの特性、「何ができて何ができないのか」ということを受け入れ、適した職業を選択できるよう、キャリア教育を支援の重要な柱の1つとして位置づけている。

以上の3つの点において、本プログラムは独自性を備えていると言うことができる。

5. 本プログラムの有効性（効果）

本プログラムは2つの有効性を持っている。1つは、障害を有する学生の支援を充実させることである。本プログラムによって、今まで十分対応することができなかった、発達障害を有する学生に対する支援の効果を高めることが期待できる。現在、「障害を有する学生の支援」と掲げながら、身体障害に限定されていた支援内容を、より幅広いものにすることができる。

もう1つは、障害を有しない学生に対する教育内容の充実にもつながることである。特別支援教育は障害を有する学生だけを対象とした教育では決してない。それは障害を有する学生一人ひとりの考え方や感じ方の違いを大切にするため、個のニーズの応える教育を

志向している。すなわち、障害の有無に関係なく、一人ひとりを大切にする教育である。

また、本プログラムでは、学習支援だけでなく、ソーシャル・スキル・トレーニングやキャリア教育も重要な要素となる。社会性に躓きを抱えていたり、職業意識が脆弱であったりするのは何も発達障害を有する学生に限った課題ではなく、障害を有しない学生にも共通する課題である。発達障害を有する学生に対する支援は、他の学生に対する支援にも有効であると考えられる。さらに、異文化間協働という本学の教育目標を達成する上でも、社会性や職業意識の育成は重要な土台となるであろう。

6. 本プログラムの改善・評価

本プログラムの実施にあわせて、学識経験者、福祉施設関係者、教育関係者からなる第三者評価委員会を組織する。毎年度末に、保護者、学生、科目担当教員、学習支援員、インターンシップ受入機関担当者にアンケート調査を行い、インターンシップでの当該学生の活動についてジョブコーチにヒアリングを行う。毎年度末にアンケート調査やヒアリング調査の結果をもとに第三者評価委員会に評価してもらう。その際、プログラムの評価は、発達障害を有する学生が社会性、職業意識、自己決定力をどれだけ高めることができたかという観点から行う。さらに評価結果をもとに、第三者評価委員会にプログラムの改善策を提案してもらう。その改善策を参考に、「障害を有する学生の支援委員会」において本プログラムの改善を行っていく。

7. 本プログラムの実施計画・将来性

本プログラムの内容は、個別の教育支援計画の策定、学習支援、ソーシャル・スキル・トレーニングの実施、キャリア教育、調査研究、である。

本プログラムの実施計画は次の通りである。

(1) 2007（平成19）年度

学習支援室の運営

- ・学習支援室を運営し、発達障害を有する学生及び発達障害を疑われる学生に対して居場所を提供する。

支援ニーズの把握

- ・本学に在籍する発達障害を有する学生とその保護者、及び科目担当教員に対してヒアリング調査を実施し、発達障害を有する学生の支援ニーズを把握し、発達

障害を有する学生に対する支援プログラムの開発に反映させる。

研修会の開催

- ・学外から発達障害に関する専門家を定期的に招き、教職員や学生を対象とした発達障害に関する研修会を開催する。発達障害に関する理解を深め、発達障害を有する学生に対する支援プログラムを有効に実施できる環境を作り出すと同時に、発達障害を有する学生への適切な関わり方を教職員や学生が習得し、支援プログラムを担う人材を養成する。

調査研究

- ・発達障害に関する文献研究を行い、発達障害を有する学生に対する支援プログラムの開発に反映させる。
- ・国内における後期中等教育及び高等教育レベルでの特別支援教育の実施状況について調査を行う。発達障害を有する学生に対する支援プログラムを把握し、本学における発達障害を有する学生に対する支援プログラムの開発に反映させる。
- ・オーストラリアにおける高等教育レベルでの特別支援教育の実施状況について調査を行う。発達障害を有する学生に対する支援プログラムを把握し、本学における発達障害を有する学生に対する支援プログラムの開発に反映させる。
- ・ヒアリング調査、実地調査、文献研究に基づき、発達障害を有する学生のための学習支援マニュアルと教材を開発する。

第三者評価委員会の開催

- ・本プログラムの学習支援マニュアルと教材の評価・検討を行う。

(2) 2008 (平成20) 年度

個別の教育支援計画の策定 (予定学生 5 名、担当教員 5 名)

- ・4月に保護者と学生に教育支援計画について説明する。
- ・5月に学生と科目担当教員に学習状況や対人関係についてヒアリングを行う。
- ・6月に教育支援計画を策定し、保護者と学生の同意を得る。
- ・教育支援計画は学習支援室に設置したパソコンに保存し、科目担当教員やチューター等が随時検索できるようにする。

学習支援 (予定学生 5 名、学習支援員 5 名)

- ・4月から学習支援室で学習支援員を雇用し、学生の個別指導に当たる。

- ・学習支援の結果を個人カルテに記録していく。

ソーシャル・スキル・トレーニング (予定学生 5 名、学習支援員 5 名)

- ・6月から毎月1回、学習支援室で学習支援員が学生にソーシャル・スキル・トレーニングを行う。
- ・学外から研究者を招き、ソーシャル・スキル・トレーニングのスーパービジョンを受ける。
- ・ソーシャル・スキル・トレーニングの結果を個人カルテに記録していく。

調査研究

- ・学外の研究者を招いて、ソーシャル・スキル・トレーニングについて学ぶワークショップを開催する。
- ・事業評価のために、保護者、学生、科目担当教員、学習支援員にアンケート調査を行う。
- ・年次報告書を作成する。

(3) 2009 (平成21) 年度

個別の教育支援計画の策定を前年度同様行う (予定学生10名、担当教員10名)

学習支援を前年度同様行う (予定学生10名、学習支援員10名)

ソーシャル・スキル・トレーニングを前年度同様行う (予定学生10名、学習支援員10名)

キャリア教育を行う (予定学生 5 名、ジョブコーチ 1 名)

- ・発達障害を有する学生のインターンシップを受け入れてくれる機関を開拓する。
- ・インターンシップ派遣のための研修を行う。
- ・ジョブコーチによる指導のもとで学生をインターンシップに派遣する。
- ・インターンシップ終了後にふり返しを行う。
- ・インターンシップの結果を個人カルテに記録していく。

調査研究

- ・学外の研究者を招いて、ジョブ・トレーニングについて学ぶワークショップを開催する。
- ・事業評価のために、保護者、学生、科目担当教員、学習支援員、インターンシップ受入機関担当者にアンケート調査を行う。
- ・年次報告書を作成する。

(4) 2010 (平成22) 年度

個別の教育支援計画の策定を前年度同様行う。(予定学生15名、担当教員10名)

学習支援を前年度同様行う。(予定学生15名、学習支

事例44 プール学院大学

援員15名)

ソーシャル・スキル・トレーニングを前年度同様行う。(予定学生15名、学習支援員15名)

キャリア教育を前年度同様行う。(予定学生5名、ジョブコーチ1名)

企業対象の研修会の実施

・発達障害者の受け入れについて学ぶワークショップを開催する。

総括と評価活動

・事業評価のために、保護者、学生、科目担当教員、学習支援員、インターンシップ受入機関担当者にアンケート調査を行う。

・4年間の事業全体を総括するために学内外者を対象にフォーラムを開催する。

・全体評価を行い、報告書を作成する。

本プログラムの計画・運営・管理については、学長

直属の「GP委員会」を設置し、そこが担う。個別の教育支援計画の策定は「障害を有する学生の支援委員会」が行い、実施は学習支援室が行う。学習支援室に専任のスタッフ1名、事務補佐2名を雇用し、取組を実施する。発達障害を有する学生の学習支援、ソーシャル・スキル・トレーニングについては、学習支援員を雇用してそれらを担当してもらう。

発達障害を有する学生のキャリア教育にはジョブコーチを雇用してそれを担当してもらう。専任のスタッフは、学生、学習支援委員、ジョブコーチ、インターンシップの受入先機関とのコーディネートを行う。

補助期間終了後、本プログラムを通じて獲得されノウハウを、学習支援室での学習支援、キャリアサポートセンターでのインターンシップや就職支援にそれぞれ生かしていく。と同時に、本学での教育課程の見直しにつなげていきたい。

選 定 理 由

プール学院大学においては、障害のある学生を組織的に支援する体制を整え、FDやSDを通して障害のある学生への対応について前向きに取り組んでおり、入試や授業において委員会を通して学生支援を実施してきた実績が高く評価されます。

今回申請のあった「発達障害を有する学生に対する支援活動」の取組は、これまで我が国で取り組まれてこなかった大学レベルでの発達障害のある学生への特別支援教育を計画的に取り組むことが予定されており、他の大学等の参考となる新しい取組と言えます。